

富 山 県 水 防 協 議 会 条 例

(昭和24年10月27日 富山県条例第41号)

最終改正 平成25年富山県条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定に基づき、水防協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水防法第8条第1項の規定に基づき、富山県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の定数は、15人以内とする。

2 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間としその他の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

3 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会長への委任)

第8条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年富山県条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年富山県条例第51号）（抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。